
小樽市宿泊税

(Accommodation Tax)

特別徴収事務の手引



令和8年3月

小樽市財政部市民税課

目 次

第 1 章 宿泊税の概要

- 1 宿泊税の目的と用途について P 1
- 2 宿泊税の徴収方法について P 2

第 2 章 宿泊税のしくみ

- 1 宿泊税の手続の流れについて P 3
- 2 課税客体及び納税義務者について P 4
- 3 税率について P 4
- 4 「宿泊」の定義について P 5
- 5 宿泊料金について P 7
- 6 課税免除について P 11

第 3 章 特別徴収義務者の届出

- 1 特別徴収義務者としての届出について P 13
- 2 特別徴収義務者の届出事項の変更について P 15
- 3 宿泊施設の休止又は再開について P 15
- 4 宿泊施設の営業の廃止について P 16

第 4 章 宿泊税の申告及び納入

- 1 申告及び納入について P 17
- 2 納入義務の免除・還付について P 21
- 3 更正の請求について P 22
- 4 e L T A X を利用した電子申告・電子納付について P 22

第 5 章 適正な申告納入のために

- 1 納税管理人について P 23
- 2 帳簿等の記載・保存について P 24
- 3 調査について P 25
- 4 更正・決定について P 25
- 5 加算金について P 25
- 6 延滞金について P 27
- 7 審査請求について P 28

第6章 その他

- 1 領収書への表示について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 9
- 2 宿泊税特別徴収義務者交付金について・・・・・・・・ P 3 1
- 3 届出書等の記入の仕方について・・・・・・・・ P 3 2
- 4 小樽市宿泊税条例・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 1
- 5 小樽市宿泊税条例施行規則・・・・・・・・ P 5 8
- 6 届出書等の提出先・お問い合わせ先・・・・・・・・ P 6 2

第1章 宿泊税の概要

1 宿泊税の目的と用途について

宿泊税は、観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的に導入した法定外目的税です。

そのため、宿泊税の用途は、受益と負担の関係性を考慮し検討する必要があるほか、宿泊者や宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があることから、具体的な用途については、協議会の設置等により、関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築します。

※ 具体的な用途については、毎年度の予算及び決算に合わせて公表いたします。

【主な取組み事例】

(1) 歴史遺産や個性ある景観の保全
①歴史的建造物の保全
②美しい街並みや景観の保全
③歴史的建造物及び景観の周知啓発
(2) 観光インフラの整備
①公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備
②観光客等が多く利用する道路等の除排雪
③観光施設の高付加価値化（ユニバーサル化等） など
(3) 受入環境の整備
①観光案内所の機能強化
②観光MaaS構築
③オーバーツーリズム対策 など
(4) マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組
①観光関連各種調査
②地域DMOの施策推進強化
③観光を支える人材の育成 など
(5) 観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立て
①災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設
(6) 賦課徴収に係る経費
①特別徴収義務者への奨励金 など

※ 上記については、現段階で想定している用途の方向性を表したものです。

2 宿泊税の徴収方法について

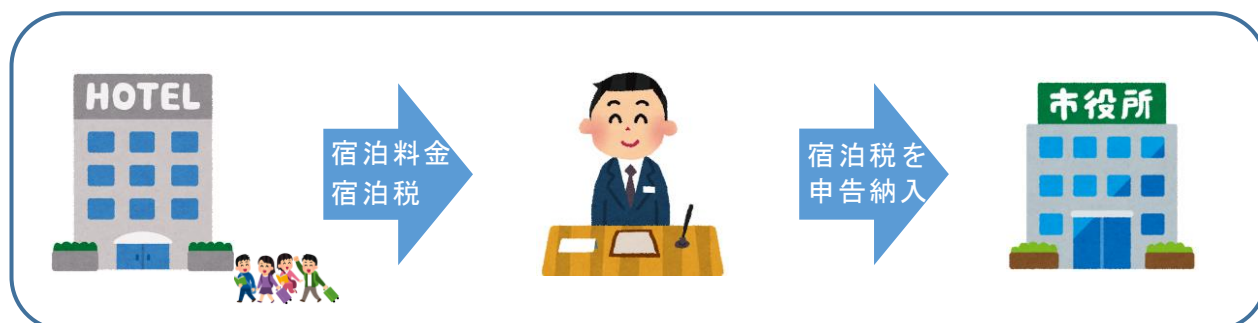
(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、小樽市内に所在する旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル又は簡易宿所）及び住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下これらを「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、小樽市が直接徴収するのではなく、宿泊施設が宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、小樽市へ申告と納入をしていただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただく必要があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）です。ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などにおいては、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を小樽市が特別徴収義務者として個別に指定することがあります。



特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要がありますので、詳しくは次のページを御参照ください。

- ◆ 特別徴収義務者としての届出について・・・P 1 3
- ◆ 申告及び納入について・・・・・・・・・・P 1 7
- ◆ 帳簿等の記載・保存について・・・・・・・・P 2 4

(3) 北海道宿泊税の賦課徴収の委任

北海道では、北海道宿泊税条例に基づき宿泊税（以下「道宿泊税」といいます。）を課税しますが、小樽市内で課税される道宿泊税については、地方税法の規定に基づき、小樽市が一括して賦課徴収を行います。特別徴収義務者には、小樽市に市宿泊税と併せて道宿泊税の申告納入をしていただき、小樽市から北海道に道宿泊税を払い込みます。

第2章 宿泊税のしくみ

1 宿泊税の手続の流れについて

【①はじめに】

- ・旅館業法の許可
- ・住宅宿泊事業法の届出



【②営業開始日が確定したら】

- ・宿泊税特別徴収義務者届出書を営業開始日の前日までに小樽市財政部市民税課税制グループへ提出
- ※ 令和8年4月1日時点で既に宿泊事業を営んでいる場合も届出書の提出が必要です。
(特別徴収義務者としての届出について)・・・P 13



【③宿泊行為があったら】

- ・令和8年4月1日以降に宿泊した宿泊者から宿泊税を徴収
(税率について)・・・P 4



【④徴収した宿泊税は】

- ・宿泊税納入申告書を小樽市財政部市民税課税制グループへ提出
(宿泊税納入申告書)・・・P 19
- ・宿泊税納入書により金融機関等にて納入
(宿泊税納入書)・・・P 20
- ※ 申告と納入は、必ず期限内に行ってください。
(申告及び納入の期限)・・・P 17

2 課税客体及び納税義務者について

(1) 課税客体

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊（宿泊料金を受けて行われる宿泊）です。

宿泊税は、令和8年4月1日（小樽市宿泊税条例の施行日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。

【注意事項】

- 令和8年4月1日のチェックインから宿泊税が課税されます。連泊の場合、4月1日宿泊分から宿泊税が課税されます。
- 宿泊者の年齢にかかわらず、宿泊料金が発生する場合は、課税対象となります。
- 令和8年4月1日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されません。

(2) 宿泊者とは

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した方が宿泊者となります。

3 税率について

小樽市の宿泊税率は、宿泊者1人1泊につき200円です。

【宿泊税総額（市と道の合算額）】

宿泊料金（税抜き）	市宿泊税	道宿泊税	宿泊税総額
2万円未満	200円	100円	300円
2万円～5万円未満		200円	400円
5万円以上		500円	700円

- ※ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。
- ※ 宿泊料金に含むもの、含まないものについては、P7を御参照ください。
- ※ 小樽市、北海道の税額を併せて徴収し、小樽市に納入していただきます。

4 「宿泊」の定義について

(1) 宿泊とは

小樽市宿泊税条例では、宿泊を「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」としており、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

課税対象となる「宿泊」の判断基準

- ① 旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義に該当するか。
- ② その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるか。
- ③ ②以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるか。

【旅館業法の許可が必要な宿泊】

以下の4項目を全て満たすものです。

- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・ 継続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・ 生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であるが、部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）



(2) 宿泊税の判断例

例1：事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

- ⇒ その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝となったこと等により、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないとき又は違約金としてキャンセル料金を徴収するときは課税対象となりません。

例 2 : 客室を日帰りで利用する（いわゆるデユース）の場合

⇒ 当日のみの利用の場合又は日をまたぐ6時間未満の利用については、その利用行為が契約上宿泊での取扱いであれば課税対象となります。

※ 当該利用行為が契約上宿泊での取扱いではない場合は課税対象となりません。

例 3 : 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長行為を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなされるため、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

例 4 : 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合

⇒ ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

例) 定員5名の部屋を3日間確保した。その際の宿泊は下記のとおりであった。

	宿泊者数	料金	宿泊税
1日目	0人	50,000円(利用料金)	0円
2日目	5人	50,000円(宿泊料金) ※一人当たり10,000円	300円×5人=1,500円
3日目	2人	50,000円(宿泊料金) ※一人当たり25,000円	400円×2人=800円
宿泊税合計			(宿泊者数7人) 2,300円

※ 1日目は宿泊行為がなく、「利用料金」として取り扱っているため、宿泊税は課税されません。

例5：幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒ 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。ただし、寝具の追加がなく、宿泊料金がかかっていない場合（添い寝の場合など）、宿泊税は課税されません。

例6：ウィークリーマンション等の場合

⇒ ウィークリーマンションと称される短期賃貸住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊に当たらない場合は、課税対象とはなりません。

例7：キャンセルした場合

⇒ 「宿泊行為」がないことから、課税対象となりません。

※ キャンセル料が発生した場合、キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、課税対象とはなりません。

ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、キャンセル料を宿泊料金とみなし、課税対象となります。

5 宿泊料金について

(1) 宿泊料金とは

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ、いわゆる「素泊まり料金」のことをいいます。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの。

例) 「清掃代」、「寝具使用料」、「入浴代」、「寝衣代」、「サービス料」、「奉仕料」など

【宿泊料金に含まれないもの】

例) ・「食事代」、「遊興費」

・「会議室の使用」、「休憩及びこれに類する利用行為に係る金額」

・「消費税」、「地方消費税」、「入湯税」、「宿泊税」等の税

・「自動車代」、「煙草代」、「電話代」、「クリーニング代」、「土産代」等の立替金等

・「宿泊者が任意で支払った心付け」、「チップ」、「祝儀等の金額」等

※ 上記については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

(2) 宿泊料金の判定例

例 1：各種宿泊プランの取扱い

- ・ 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。
 - ※ 無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
- ・ エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

例 2：企画旅行・手配旅行における宿泊料金

- ・ 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人あたりの金額を宿泊料金とします。
- ・ 手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した 1 人当たりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

例 3：宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払があった場合における宿泊料金

- ・ 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。また、その結果、宿泊料金が 0 円となる（無料宿泊券や宿泊施設発行のポイントで全額支払った場合など）場合は、宿泊税は課税されません。
 - ※ 宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

例 4：連泊割引における宿泊料金

- ・ 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。
- ・ 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。
- ・ 宿泊料金が無料となるような割引の方法（5 連泊したらうち 1 泊は無料など）の場合は、無料となる日の宿泊税は課税されません。

例 5：税込み宿泊料金

- ・ 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合、その税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。

例 6 : 補助金・助成金等(第三者からの支払)があった場合における宿泊料金

- ・補助金・助成金など、宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者の支払うべき金額が0円であったとしても、宿泊料金は発生するため、宿泊税は課税となります。
- ・補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

例 7 : 延長等があった場合における宿泊料金

- ・宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該料金を宿泊料金に含めません。
- ※ 宿泊料金として徴収している場合、当該料金を宿泊料金に含みます。
- ・休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となった場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例 8 : ウィークリーマンション等における宿泊料金

- ・週単位、月単位等の長期にわたるウィークリーマンション等の利用で旅館業法による宿泊に該当する場合は、契約期間における宿泊料金を契約期間の日数(宿泊数)で除した金額を宿泊料金とします。
- ※ 賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊に当たらない場合は課税対象にはなりません。

例 9 : 外貨建て取引による宿泊料金

- ・外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- ※ 具体的な取扱いについては、「法人税基本通達 第13章の2第1節『外貨建取引に係る会計処理等』」に準じます。

例 10 : 低廉な実費負担として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合

- ・低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

例 11 : 清掃料金を強制的に徴収している場合

- ・宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊の場合、その清掃料金を宿泊数で按分して、1泊当たりの宿泊料金を算出してください。

例 1 2 : 1 人あたりの料金が不明な場合の宿泊料金

- ・ 1 室を単位として料金設定されているなど、1 人あたりの宿泊料金が不明な場合は、1 室 1 泊あたりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を 1 人あたりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに 1 人あたりの宿泊料金を算出します。

留意点

- ・ 客室定員を超える宿泊者がある場合において、客室定員を超えることによる寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、当該宿泊者を宿泊人数から除外します。この場合、客室定員を超える宿泊者には宿泊税は課税されません（下記計算例③を参照してください。）。
- ・ エキストラベッド等の有料の寝具の追加があった場合で、その追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、追加料金を宿泊料金の総額に加えます（下記計算例④を参照してください。）。
- ・ 宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代、その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します（下記計算例⑤を参照してください。）。

【計算例】

1 室 1 泊の料金が 10,000 円（ツインルーム）の部屋に 1 泊する場合

- ① 1 人で宿泊
 $10,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円 (宿泊料金)} \Rightarrow \text{宿泊税額 } 300 \text{ 円 (} 300 \text{ 円} \times 1 \text{ 名)}$
- ② 2 人で宿泊
 $10,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 5,000 \text{ 円 (宿泊料金)} \Rightarrow \text{宿泊税額 } 600 \text{ 円 (} 300 \text{ 円} \times 2 \text{ 名)}$
- ③ 大人 2 人、子ども 1 人で宿泊（添い寝無料、寝具の追加なしの場合）
 $10,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 5,000 \text{ 円 (宿泊料金)} \Rightarrow \text{宿泊税額 } 600 \text{ 円 (} 300 \text{ 円} \times 2 \text{ 名)}$
※ 宿泊料金がかからない子ども 1 人は課税対象外
- ④ 大人 3 名で宿泊（エキストラベッド 2,000 円を追加）
 $(10,000 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円}) \div 3 \text{ 人} = 4,000 \text{ 円 (宿泊料金)}$
 $\Rightarrow \text{宿泊税額 } 900 \text{ 円 (} 300 \text{ 円} \times 3 \text{ 名)}$
※ 追加料が特定の宿泊者に帰属しないため、総額・総数に含める。
- ⑤ 大人 2 人、乳児 1 人で宿泊（ベビーベッド 3,000 円を追加）
 $10,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 5,000 \text{ 円 (大人 1 人あたりの宿泊料金)}$
 $3,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 3,000 \text{ 円 (乳児 1 人あたりの宿泊料金)}$
 $\Rightarrow \text{宿泊税額 } 900 \text{ 円 (} 300 \text{ 円} \times 3 \text{ 名)}$
※ 上記の場合、ベビーベッド代が乳児に帰属するのが明らかであるため、別に扱います。

6 課税免除について

(1) 修学旅行生等の課税免除

小樽市では、修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から、宿泊税の課税を免除します。

詳細は以下のとおりです。

ア 課税免除となる学校行事等

修学旅行やその他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準じるものとなります。

※ クラブ活動等については、宿泊税の課税免除対象行事とはなりません。

イ 課税が免除となる者

下記表の施設が行う修学旅行等に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者（※）です。

幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校
中学校	義務教育学校	高等学校
中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校
保育所	保育所型認定こども園	
家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）		

（※） 引率者とは

学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師、保護者等の引率者を宿泊税の課税免除対象者とします。なお、旅行業者の添乗員やカメラマン等は課税免除対象者とはなりません。

ウ 手続について

修学旅行生等を課税免除とするためには、学校等が作成した「修学旅行等であることの証明書」を受領することが必要です（P 12の見本を御参照ください。）。なお、当該証明書は、宿泊施設にて、宿泊税の帳簿とともに5年間保存してください（宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。）。

※ 証明書への学校長等の押印は原則不要です。

※ 証明書の様式は、小樽市のホームページからダウンロードできます。

※ 納入申告の際に、小樽市へ提出していただく必要はありません。

【修学旅行等であることの証明書（見本）】

修学旅行等であることの証明書		
宿泊日	年 月 日～ 年 月 日	() 泊
活動の種類	【学校が実施する行事】 ※ 全体又は学年を単位として実施される行事であること。 <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の行事名 ()	
	【保育所等の施設が実施する行事】 ※ 施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとに実施されるもの。 <input type="checkbox"/> 行事名 ()	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む(※))		
備考		

※ 引率者とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

上記の宿泊については、小樽市宿泊税条例第5条に規定する「学校が主催する修学旅行その他の学校行事」又は「保育所等の施設が主催する行事(満3歳以上の幼児が参加するもの)」に該当するものであることを証明します。

年 月 日

住 所
(所在地) _____

学校名
又は
施設名 _____

学校長名
又は
施設長名 _____

※ 本証明書は、宿泊施設に提出してください。

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしております。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて（平成8年4月1日付・国税庁長官通達）」に準じます。

ア 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

イ 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典総括官からその証明書となる「免税カード」の交付を受けた者

ウ 手続きについて

宿泊に際し、外国大使等から、消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税の課税も免除となります。

第3章 特別徴収義務者の届出

宿泊施設の経営者の方は、旅館業法に基づく許可を受けた、又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行った時点で「宿泊税の特別徴収義務者」となり、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等について、次の手続きが必要となります。これは、小樽市が宿泊税に係る事務を執行するに当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、全ての宿泊事業者に提出していただくものです。

※ 各手続きの書類は、小樽市財政部市民税課税制グループ宛てに郵送してください（窓口での提出も可能です）。

※ 各手続きは原則、宿泊施設ごと（許可・届出の施設ごと）に行ってください。

ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、小樽市財政部市民税課税制グループにお問い合わせください。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

1 特別徴収義務者としての届出について

新たに宿泊施設の営業を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした場合は、**営業を開始しようとする日の前日までに**（小樽市が小樽市宿泊税条例第8条第2項の規定に基づき、特別徴収義務者の指定を行った場合は、**その指定を受けた日から10日以内に**）特別徴収義務者としての届け出を行ってください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が届け出してください。

※ 営業開始日が未定の場合でも、旅館業営業許可又は住宅宿泊事業に係る届出後、速やかに宿泊税特別徴収義務者届出書等の御提出をお願いいたします。

※ 令和8年4月1日時点（小樽市宿泊税条例施行時）で既に宿泊事業を営んでいる方についても、宿泊税特別徴収義務者届出書等の御提出が必要となります。この場合、「営業開始年月日」欄には事業開始日を記入してください。

※ 宿泊税特別徴収義務者届出書は、P32～34の記入方法を御確認の上、記入してください。

【提出書類】

①	・ 宿泊税特別徴収義務者届出書（規則様式第2号） ※ 届出者が個人の場合は、マイナンバーカード又は番号確認書類及び本人確認書類の提出が必要となります（写しで構いません。）。
②	・ 旅館業営業許可書（写）又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）
③	・ 宿泊約款等の宿泊契約書
④	・ 宿泊料金を確認できる書類（施設のパンフレットやホームページに掲載している料金表をプリントアウトしたものなど）

（※1） 旅館業の許可申請中であるなど、営業開始日の前日までに上記②の許可書等の提出ができない事情がある場合は、②の許可書等に代えて以下の書類を添付してください。

【提出書類】

ア	・ 申請中であることが確認できる書類（写）（旅館営業許可申請書の写しなど）
イ	・ 法人の場合：登記事項証明書（写） ・ 個人の場合：住民票（写）
ウ	【住宅宿泊事業法に基づく施設の場合】 ・ 住宅の登記事項証明書（写）

※ 旅館業の許可等を受けた後、②の許可証等の写しを提出してください。

（※2） 実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、上記①～④の添付書類のほか、次の書類を添付してください。

【提出書類】

⑤	実質的経営者である旨の申立書
⑥	許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等の写し
⑦	宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し ※ ⑥の契約書面等で確認できる場合は不要

【注意事項】

- ・ 共同経営者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地及び氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録など、その内容を確認できる書類を添付してください。
- ・ 特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の届出を行う場合は、宿泊税特別徴収義務者届出書の備考欄に合併・分割以前の特別徴収義務者名を記入してください。
- ・ 相続による場合で、相続人が新規の届出を行う場合は、宿泊税特別徴収義務者届出書の備考欄に相続前の特別徴収義務者名を記入してください。

2 特別徴収義務者の届出事項の変更について

特別徴収義務者としての届出事項に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

【提出書類】

①	・ 宿泊税特別徴収義務者変更届出書（規則様式第4号）
	【特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合】 ・ 法人の場合：登記事項証明書（写） ・ 個人の場合：住民票（写）
②	【施設に係る変更の場合】 ・ 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は変更の事実を確認できる書類等
	【その他の変更】 ・ 変更の内容が確認できる書類

※ 宿泊税特別徴収義務者変更届出書は、P 35～36の記入方法を御確認のうえ、記入してください。

※ 次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の届出ではなく、従前の特別徴収義務者の営業の廃止に係る届出及び新たな特別徴収義務者の届出手続が必要です。

- ◆ 営業譲渡、相続又は贈与
- ◆ 個人事業者から法人への変更
- ◆ 法人の解散による個人事業者への変更
- ◆ 既届出の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ◆ 分割等による新法人への業務移管
- ◆ その他上記に類する事由

3 宿泊施設の休止又は再開について

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。また、営業を再開する際はその旨の届出を行ってください。なお、休止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、休止前の最終営業日から1か月以内に申告納入を行う必要があります。

※ 休止とは、改装その他の理由により営業を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいいます。

【提出書類】

①	・ 宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（規則様式第5号）
②	・ 休業（再開）のお知らせ等の休止又は再開を確認できる書類
	【営業を休止する場合】 ・ 旅館業法の規定による停止届（写）又は休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等）
	【営業を再開する場合】 ・ 営業の再開が確認できる書類（「再開のお知らせ」等）

※ 宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書は、P 37～38の記入方法を御確認の上、記入してください。

4 宿泊施設の営業の廃止について

宿泊施設の営業を廃止したときは、**廃止の日から10日以内**に届出を行ってください。

なお、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、最終営業日から1か月以内に申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

①	宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（規則様式第5号）
②	旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止届（写）

※ 宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書は、P 37～38の記入方法を御確認のうえ、記入してください。

第4章 宿泊税の申告及び納入

1 申告及び納入について

(1) 申告及び納入の期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、**原則翌月の末日まで**に、宿泊施設ごとに必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、小樽市に提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」により金融機関等で納入してください。

なお、期限後に申告及び納入を行った場合は、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課されますので御注意ください。

※ 月末が土曜日、日曜日又は祝日等の休日に当たるときは、その次の平日が申告納入期限となります。

※ 12月の申告納入期限は、翌年1月4日（当日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日）です。

※ 営業を休止・廃止した場合（P15～16参照）は、休止・廃止した日までに徴収した宿泊税について、最終営業日から1か月以内に申告及び納入を行ってください。下記(2)申告納入期限の特例を受けている場合も同様です。

※ 宿泊税の徴収方法等については、「小樽市宿泊税に係るQ&A（6 申告及び納入等について）」を御確認ください。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、次のアの要件を満たす場合は、申請をし、承認を受けることにより、申告及び納入期限の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けることができます。

この特例の適用を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

※ 申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告及び納入の期限
3月分、4月分、5月分	6月末日
6月分、7月分、8月分	9月末日
9月分、10月分、11月分	12月末日
12月分、1月分、2月分	3月末日

ア 適用の要件

- (7) 申請書を提出した日（以下「申請日」という。）の属する月の前12か月間（以下「対象期間」という。）の当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が240万円以下（小樽市の税額のみ）であること。

- (イ) 申請日の属する月前12月に当たる月の初日までに、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出を行っていること。
- (ウ) 過去にこの特例の適用を取り消されたことがある場合、その取消の日から1年を経過していること。
- (エ) 対象期間において、加算金（過少申告加算金等）の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- (オ) 対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- (カ) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

◆ 条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置

条例施行前から営業している宿泊施設については、条例施行後1年間（令和9年3月31日まで）は、上記要件(イ)、(エ)、(オ)を次のとおり読み替えてください。

- (イ) 申請書の提出前 **3か月間**の当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が **60万円**以下であること。
- (エ) **条例の施行の日から申請日の属する月の前月の末日までの間**、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- (オ) **申請日の属する月の前12か月間**において、市税の徴収金を滞納していないこと。

イ 申請時の提出書類

宿泊税納入期限等特例承認申請書(規則様式第8号)

※ 記入方法については、P48～50を御参照ください。

ウ 適用の開始

特例に係る申請があった場合、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知いたします。

特例の適用については、宿泊税納入期限等特例承認（不承認）通知書（規則様式第9号）に記載された「特例の開始月」からとなります。

特例承認申請書を提出していても特例の開始月までは、原則どおり毎月申告が必要となりますので御注意ください。

なお、この特例は、適用の要件を満たしていれば、その適用を継続しますので、毎年申請する必要はありません。

◆ 例) 承認通知書の特例の適用を受ける税額欄に「令和8年10月分(11月末日納期分)以後の税額」と記載されている場合

- ・ 9月宿泊分(10月末申告納入期限)
⇒ 10月末日までに申告納入(原則どおり)
- ・ 10月宿泊分(11月末申告納入期限)
⇒ 12月末日までに申告納入(特例)
- ※ 12月末日までに10、11月分(2か月分)を申告納入

エ 適用の取消し

申告納入期限までに申告納入が行われなかったなど、年度の途中で適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。

その場合、3月末日までに、宿泊税納入期限等特例承認取消通知書(規則様式第10号)により通知します。

なお、事情により特例適用の取消しを希望する場合は、小樽市財政部市民税課税制グループまでお問い合わせください。

※ 事情により特例適用の取消しを希望する旨の申し出があった場合、取消通知書により通知いたしますので、当該通知書に記載された月以降から毎月申告納入を行ってください。

(3) 宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書(規則様式第6号。以下「納入申告書」といいます。)」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数、宿泊税額及び課税対象外となる宿泊数を記入し、提出してください。また、納入申告書には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。

ア 申告時の提出書類

(7) 宿泊税納入申告書(規則様式第6号)

※ 記入方法については、P39～41を御参照ください。

(4) 宿泊税月計表

【記載事項】

- ・ 宿泊対象月における課税対象の宿泊数を宿泊年月日ごとに記入
- ・ 宿泊対象月における課税対象外の宿泊数を宿泊年月日ごとに記入
- ・ 宿泊対象月における総宿泊数を宿泊年月日ごとに記入

※ 上記3点の記入をお願いいたします(なお、宿泊税月計表は、記載事項が同様なものであれば任意様式で構いません。)

記入方法については、P42～44を御参照ください。

イ 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・小樽市財政部市民税課税制グループに郵便又は信書便で郵送する。
なお、控えの返送を希望される方は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※ 原則として、小樽市財政部市民税課税制グループに届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があればその**消印の日付を申告日として取り扱います。**

- ・地方税ポータルシステム（e L T A X）で申告（電子申告）する。
- ・小樽市財政部市民税課税制グループの窓口を持参する。

ウ 注意点

- ・課税対象となる宿泊がない場合（納入すべき宿泊税額が0円の場合）でも納入申告書の提出が必要です（ただし、月計表の提出は不要です）。
- ・納入申告書は宿泊施設ごとに作成する必要があります。
- ・特例が適用されている場合は、1枚の納入申告書に3か月分（または2か月分）の申告内容を記入してください。

(4) 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに、宿泊税納入書（規則様式第7号。以下「納入書」といいます。）により小樽市へ納入してください。

※ 記入方法については、P45～47を御参照ください。

※ 納入書は毎年3月頃に1年分まとめてお送りします。

※ e L T A Xを利用して電子申告を行った場合には、電子納税も可能です。
詳細については、e L T A Xのホームページを御確認ください。

ア 納入場所

○ 次の金融機関の本店・支店・出張所

北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫、北海道労働金庫

○ 次の金融機関及び支店

新おたる農業協同組合本所、北海道信用漁業協同組合連合会小樽支店、小樽市漁業協同組合本所、北海道内のゆうちょ銀行（郵便局）

イ 注意点

- ・1か月分ごとに1枚作成してください（特例を適用している場合も同様です）。
- ・納入書は宿泊施設ごとに作成してください。
- ・合計欄の記入を誤ったものは、御利用いただけません。納入書は、小樽市ホームページからもダウンロードが可能ですので、記入を誤った際になどに御活用ください。

2 納入義務の免除・還付について

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者が申告納入を行う必要があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を天災、火災、盗難等の避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

(2) 還付

特別徴収義務者が立替え納税を行った後に、宿泊者等から宿泊税を受け取ることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合は、申請に基づき調査を行った上で、当該宿泊税を還付いたします。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納に係る徴収金がある場合は、還付する税額をこれに充当することがあります。

【納入義務の免除、還付の理由となる例】

- 特別徴収義務者が天災、盗難等に遭い、宿泊税の支払ができなくなったとき。
- 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続きに入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなったとき。
- 宿泊者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行等により、宿泊税の徴収ができなくなったとき。

(3) 申請の手続き

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請をしてください。

【提出書類】

①	宿泊税還付・納入義務免除申請書（規則様式第11号）
②	罹災証明、被害届等の申請理由に係る事実を証する書類

3 更正の請求について

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合は、更正の請求を行うことができます。

(1) 更正の請求が可能な期間

更正の請求が可能な期間は、原則として納入期限から5年以内です。

なお、申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例による納入期限から5年以内です。

(2) 更正の請求手続き

更正の請求があった場合は、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認する場合がありますので、御協力をお願いいたします。

【提出書類】

①	宿泊税更正請求書（規則様式第20号） ※ 宿泊税更正請求書に更正が必要な理由を明記してください。
②	正しい宿泊数を記載した宿泊税月計表

4 eLTAXを利用した電子申告・電子納付について

eLTAX（エルタックス）とは、「地方税共同機構」が開発・運営する地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。宿泊税についても、eLTAXから電子申告・電子納付することが可能です。

※ eLTAX対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「PCdesk（DL版又はWeb版）」を利用することで電子納付が可能となります。

詳細はeLTAX等のホームページを御確認ください。

(1) 利用届出について

eLTAXから電子申告・電子納付を行うためには、申告を行う施設ごとに利用届出を行い、「利用者ID」の取得が必要です。

※ 本人確認のため、マイナンバーカードや法人の商業登記電子証明書などの電子証明書が必要です。マイナンバーカードを使用するためには、別途ICカードリーダーが必要になります。

(2) 申告納入について

ア 電子申告

電子申告は、eLTAX対応ソフトウェアのPCdeskNextを利用して行う必要があります。具体的な操作方法は、PCdeskNext特設ページを御覧ください。

イ 電子納付

電子納付は、電子申告後、eLTAX対応ソフトウェアのPCdeskを利用して行う必要があります。なお、PCdeskから、ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードを利用した電子納付が可能です。

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人について

特別徴収義務者は、小樽市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

(1) 納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、**納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内**に申告してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは小樽市財政部市民税課税制グループまでお問い合わせください。

【納税管理人が小樽市内の場合の提出書類】

①	宿泊税納税管理人申告書（規則様式第13号）
②	納税管理人が法人の場合：履歴事項全部証明書(写) 納税管理人が個人の場合：住民票(写)

【納税管理人が小樽市外の場合の提出書類】

①	宿泊税納税管理人承認申請書（規則様式第14号）
②	納税管理人が法人の場合：履歴事項全部証明書(写) 納税管理人が個人の場合：住民票（写）

(2) 納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、**その異動が生じた日から10日を経過した日まで**に、その旨を申告してください。

【納税管理人が小樽市内の場合の提出書類】

①	宿泊税納税管理人申告書（規則様式第13号）
②	新たな納税管理人の住民票など、変更等が確認できる書類（写）

【納税管理人が小樽市外の場合の提出書類】

①	宿泊税納税管理人承認申請書（規則様式第14号）
②	新たな納税管理人の住民票など、変更等が確認できる書類（写）

2 帳簿等の記載・保存について

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、小樽市宿泊税条例の規定により、特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内保存する必要があります。

ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

(1) 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数（以下「課税宿泊者数」といいます。）及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）。

保存期間は、納入申告書の提出期限の翌日から起算して5年間です。

◆ 例) 令和8年7月宿泊分

納入申告書の提出期限：令和8年8月31日

令和8年9月1日～令和13年8月31日（5年間）

⇒ 令和13年8月31日が保管期間満了日となります。

(2) 書類とは

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、納入申告書の提出期限の翌日から起算して2年間です。

◆ 例) 令和8年7月宿泊分

納入申告書の提出期限：令和8年8月31日

令和8年9月1日～令和10年8月31日（2年間）

⇒ 令和10年8月31日が保管期間満了日となります。

【帳簿等の例】

区分	例
帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など
書類	契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収書、利用明細書、請求書など、帳簿の記載内容を裏付ける資料

(3) 電磁的記録による保存等

特別徴収義務者が電子計算機を使用して帳簿、書類を作成する場合で、小樽市宿泊税条例施行規則（令和7年小樽市規則第45号）に定める要件を満たす場合は、これらの電磁的記録をもって、帳簿、書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

3 調査について

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、小樽市の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため御協力をよろしく申し上げます。

4 更正・決定について

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定通知書（規則様式第19号）」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

※ なお、納入期限は、当該通知をした日から1月を経過した日です。

5 加算金について

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。

⇒ **【不足税額の10%】**

※ ただし、不足税額が期限内申告額又は50万円のいずれか多い金額を超える場合は、超えた部分に対する割合は15%となります。

(2) 不申告加算金

納入申告書の提出期限後に申告があったとき又は決定があったとき。

①	期限後に納入申告書の提出があった場合	【申告税額の15%】
②	納入申告書の提出がないために決定があったとき	【決定税額の15%】
③	①、②の場合において、更正があったとき	【更正による不足税額の15%】
④	①が決定があることを予知せずに行われたものであるとき	【申告税額の5%】

(※1)

- ①～③の場合で、納入すべき税額が300万円を超えるときは、納入すべき税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分について、更に5%が加算されます。加えて、納入すべき税額のうち、300万円を超える部分については、更に10%が加算されます。

(※2)

- ①～③の場合で、短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、更に10%が加算されます。

(※3)

- ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1か月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告(修正申告及び更正の請求(P22「3 更正の請求について」参照)を含む)を行ったとき又は不申告であったとき。

①	過少申告加算金に関するもの	【過少申告加算金10%】に代えて【35%】
②	不申告加算金に関するもの	【不申告加算金15%】に代えて【40%】

(※)

- 短期間（更正等があった日の前日から起算して5年前の日までの間）に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告を行った場合で不申告加算金等を徴されたことがある場合などは、更に10%が加算されます。

6 延滞金について

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金が課されます。延滞金は、納入すべき金額に、納入期限の翌日から納入までの期間の日数に応じて計算します。

【延滞金の計算方法】

- (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日まで
「(※) 延滞金特例基準割合 + 1%」(上限 7.3%)
- (2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後
「延滞金特例基準割合 + 7.3%」(上限 14.6%)

(※) 延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を1.2で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合」のことをいいます。

(3) 端数処理等

延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その延滞金の額が1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

※ 延滞金特例基準割合は、毎年見直しされます。

7 審査請求について

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小樽市長に対して文書により審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- ◆ 税額の更正又は決定
- ◆ 加算金の決定
- ◆ 更正請求の否認
- ◆ 特別徴収義務者の個別指定・解除
- ◆ 納入義務免除（還付）の決定
- ◆ 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書を、小樽市宿泊税担当（小樽市財政部市民税課税制グループ）を通じて、小樽市長宛てに提出してください。

第6章 その他

1 領収書への表示について

宿泊者に交付する領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

(1) 税の名称表示

日本語表記	宿泊税
英語表記	Accommodation Tax

※ 税の名称表示は、小樽市が定めた表記で統一してください。

※ 料金を複数の方に分割して請求する場合、宿泊税額も分割していただいて結構です。この場合、分割後の宿泊税額を領収書等に表示してください。

(2) 領収書等記載例

ア 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

【合計の内訳に宿泊税額を計上する場合】

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1 名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	5,000 円
	消費税等	500 円
	宿泊税	300 円
	合 計	5,800 円
〇〇年〇〇月〇〇日 小樽市〇〇町〇番〇号 小樽宿泊ホテル		
印 紙	受領印	

【宿泊税額を別に計上する場合】

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1 名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	5,000 円
	消費税等	500 円
	合 計	5,500 円
上記のほか、宿泊税額 300 円を領収しました。		
〇〇年〇〇月〇〇日 小樽市〇〇町〇番〇号 小樽宿泊ホテル		
印 紙	受領印	

イ 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室		
人数 1 名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	5,800 円
	合 計	5,800 円
上記金額には、消費税等 500 円及び 宿泊税額 300 円が含まれています。		
〇〇年〇〇月〇〇日		
小樽市〇〇町〇番〇号		
小樽宿泊ホテル		
印 紙		受領印

2 宿泊税特別徴収義務者交付金について

(1) 交付の目的

宿泊税については、宿泊事業者を特別徴収義務者とし、宿泊者から宿泊税を徴収した上、小樽市へ申告納入することとしており、特別徴収義務者には事務に要する経費負担が発生することになります。

このことから、徴収事務に要する経費負担の軽減を図ること及び期限内申告納入の意欲の高揚を図ることを目的に、特別徴収義務者に対し、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を交付金として支給いたします。

(2) 交付対象算定期間

前年度の4月～3月申告納入分（3月～2月宿泊分）

※ 令和8年度分（令和9年度支給分）は、5月～3月申告納入分（4月～2月宿泊分）となります。

(3) 交付金額

$$\text{申告納入金額（※1）} \times \text{補助率（※2）} = \text{交付金額}$$

※1 【申告納入金額】

期限内に申告及び納入された宿泊税の合計額であり、期限後に申告又は納入された宿泊税額は含まれません。

北海道税に係る交付金についても、小樽市がまとめて特別徴収義務者へ支給いたします。

※2 【補助率】 2.5%（令和13年度交付分までは、1.0%を加算した3.5%。北海道税に係る補助率も同様）

交付要件、交付時期、交付手続き等については、詳細が決定次第、小樽市ホームページにてお知らせいたします。

3 届出書等の記入の仕方について

(1) 宿泊税特別徴収義務者届出書（規則様式第2号）

宿泊税の特別徴収義務者としての届け出をする際に使用します（添付書類等については、P13～P14をご参照ください。）。

様式第2号（第6条関係）

（宛先）小樽市長

ア 令和8年 4月 1日

住 所 （所在地）	小樽市〇〇町1番1号
氏 名 （名称及び 代表者氏名）	株式会社 小樽宿泊 代表取締役 小樽 太郎
個人番号 （法人番号）	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

イ

宿泊税特別徴収義務者届出書

宿泊税の特別徴収義務者として、小樽市宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

宿泊施設	所 在 地	小樽市〇〇町2番2号		電話番号 0134-00-1234	
	ふりがな 名 称	おたるしゅくはくほてる 小樽宿泊ホテル			
	施設の概要	客室数	40室	収容人員	90人
		延べ床面積	1,000㎡	階層数	地上 5階、地下 階
		営業開始 （予定）日	令和 8年 5月 1日		
旅館業法の 許可・住宅 宿泊事業法 の届出	住 所 （所在地）	小樽市〇〇町1番1号		電話番号 0134-00-6789	
	ふりがな 氏 名 （名称及び 代表者氏名）	かぶしきがいしゃ 株式会社	おたるしゅくはく 小樽宿泊	だいひょうとりしまりやく 代表取締役 小樽 太郎	
	営業種別	ホテル営業			
	許可番号 （届出番号）	〇〇〇〇〇			
施設所有者	住 所 （所在地）	小樽市〇〇町1番1号		電話番号 0134-00-6789	
	ふりがな 氏 名 （名称及び 代表者氏名）	かぶしきがいしゃ 株式会社	おたるしゅくはく 小樽宿泊	だいひょうとりしまりやく 代表取締役 小樽 太郎	
書類送付先	住 所 （所在地）	小樽市〇〇町1番1号		電話番号 0134-00-6789	
	ふりがな 氏 名 （名 称）	かぶしきがいしゃ 株式会社	おたるしゅくはく 小樽宿泊	けいりぶ 経理部 いりふね 入船	
備 考	キ				

ア 「提出年月日」欄

届出書の提出年月日を記入してください(郵送の場合は発送日を記入)。

イ 「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入してください。
- ・個人の場合は、12桁のマイナンバー（個人番号）、法人の場合は、国税庁から通知の13桁の法人番号を記入してください。法人番号が御不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にて御確認ください。
- ・実質的経営者である旨の申立てを行う場合は、申立者が記入してください。

ウ 「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称（ふりがな欄も必ず記入）を記入してください。
※ 住宅宿泊事業法の届出施設の場合で名称がない場合は、届出が受理された際に発行される届出番号（M01から始まる番号）を記入してください（その場合、ふりがなは不要です。）。
- ・「施設の概要」欄には、消防署への届出や建築確認申請書等から、施設の客室数、収容人員、延べ床面積及び階層数を記入してください。
- ・「営業開始(予定)日」欄には、施設の営業開始する日を記入してください。

エ 「旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出」欄

- ・宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）（ふりがな欄も必ず記入）を記入してください。
- ・「営業種別」欄には、「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「住宅宿泊事業」のいずれかを記入してください。
- ・「許可番号(届出番号)」欄には、旅館業法の場合、営業許可証に記載されている番号を記入してください。住宅宿泊事業法の場合は、標識に記載されている届出番号を記入してください。

オ 「施設所有者」欄

- ・施設の建物登記事項証明書に記載されている所有者の住所又は所在地、電話番号、氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）（ふりがな欄も必ず記入）を記入してください。
- ・施設の所有者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

カ 「書類送付先」欄

- ・ 申告についての問い合わせ、関係書類の送付先を担当部署名まで記入してください。また、直通電話等があれば記入してください。

キ 「備考」欄

その他、必要に応じて記入してください。

例) 事業継承法人が新規の届出を行う場合、合併・分割以前の特別徴収義務者名を記入

(2) 宿泊税特別徴収義務者変更届出書（規則様式第4号）

宿泊税の特別徴収義務者として届け出している事項（特別徴収義務者、施設の名称、書類送付先等）に変更が生じた際に使用します（添付書類等については、P 15を御参照ください。）。

様式第4号（第6条関係）

ア 令和8年 6月15日

(宛先) 小樽市長

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	小樽市〇〇町1番1号
イ	氏 名 (名称及び 代表者氏名)	株式会社 小樽宿泊 代表取締役 小樽 太郎
	個人番号 (法人番号)	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

宿泊税特別徴収義務者変更届出書

宿泊税の特別徴収義務者の届出事項の変更について、小樽市宿泊税条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

宿泊施設	所 在 地	小樽市〇〇町2番2号 電話番号 0134-00-1234		
	名 称	小樽宿泊ホテル ウ		
	営業種別	ホテル営業	宿泊施設番号	■■■
変更日		令和8年 7月 1日 エ		
変更の内容		施設名称について、 「小樽宿泊ホテル」から おたるしゅくはくかんこうほてる 「小樽宿泊観光ホテル」 へ変更するもの。 オ		

ア 「提出年月日」欄

届出書の提出年月日を記入してください(郵送の場合は発送日を記入)。

イ 「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入してください。
- ・個人の場合は、12桁のマイナンバー（個人番号）、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。

ウ 「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記入してください。
※ 住宅宿泊事業法の届出施設の場合で名称がない場合は、届出が受理された際に発行される届出番号（M01から始まる番号）を記入してください。
- ・「営業種別」欄には、「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「住宅宿泊事業」のいずれかを記入してください。
- ・「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書(規則様式第3号)に記載されている宿泊施設番号（3桁の番号）を記入してください。

エ 「変更日」欄

- ・変更日を記入してください。

オ 「変更の内容」欄

- ・変更内容を具体的に記入してください。
- ・変更内容が複数ある場合は、それぞれ変更事由を記入してください。
- ・名称等の変更の場合は、ふりがなも記入してください。

(3) 宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（規則様式第5号）

「宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合」、「営業を再開する場合」、「営業を廃止する場合」に使用します（P15～16を御参照ください。）。

様式第5号（第6条関係）

ア 令和8年 8月 1日

(宛先) 小樽市長

イ	特別徴収義務者	住 所 (所在地)	小樽市〇〇町1番1号
		氏 名 (名称及び 代表者氏名)	株式会社 小樽宿泊 代表取締役 小樽 太郎
		個人番号 (法人番号)	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書

宿泊施設の営業の休止、再開又は廃止について、小樽市宿泊税条例第9条第3項から第5項までの規定により、次のとおり届け出ます。

宿泊施設	所 在 地	小樽市〇〇町2番2号 電話番号 0134-00-1234		
	名 称	小樽宿泊観光ホテル		
	営業種別	ホテル営業	宿泊施設番号	■■■
届出区分	(休止) ・ 再開 ・ 廃止			
休止期間	令和8年9月1日から令和9年1月31日まで			
再開又は廃止の日	令和9年2月1日			
休止又は廃止の理由	客室改装工事のため、施設の営業を休止します。 休止中の連絡先 090-1234-4567 総務課 花園			

ア 「提出年月日」欄

届出書の提出年月日を記入してください(郵送の場合は発送日を記入)。

イ 「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名(法人の場合は法人名及び代表者氏名)を記入してください。
- ・個人の場合は、12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。

ウ 「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記入してください。
※ 住宅宿泊事業法の届出施設の場合で名称がない場合は、届出が受理された際に発行される届出番号(M01から始まる番号)を記入してください。
- ・「営業種別」欄には、「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「住宅宿泊事業」のいずれかを記入してください。
- ・「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書(規則様式第3号)に記載されている宿泊施設番号(3桁の番号)を記入してください。

エ 「届出区分」欄

該当する項目に○をつけてください。

オ 「休止期間」欄

- ・休止期間の年月日を記入してください。
- ・休止期間を定めずに営業を休止する場合は、休止開始日のみを記入してください。
- ※ **休止の届け出を行った場合、営業再開時にも必ず届出書を提出**してください。

カ 「再開又は廃止の日」欄

再開又は廃止の日の年月日を記入してください。

キ 「休止、再開又は廃止の理由」欄

- ・理由を具体的に記入してください。
- ・休止又は廃止後の連絡先を併記してください。

(4) 宿泊税納入申告書（規則様式第6号）

宿泊税を申告する際に使用します（P19～20を御参照ください。）。

様式第6号（第7条関係）

(宛先) 小樽市長

ア 令和8年 5月15日

イ	特別徴収義務者	住所 (所在地)	小樽市〇〇町1番1号
		氏名 (名称及び 代表者氏名)	株式会社 小樽宿泊 代表取締役 小樽 太郎
		個人番号 (法人番号)	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、小樽市宿泊税条例第10条第1項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所在地	小樽市〇〇町2番2号		ウ
	名称	小樽宿泊ホテル		
	営業種別	ホテル営業	宿泊施設番号	

エ 令和8年 4月分	区分	宿泊料金 (1人1泊)	2万円未満	オ	640泊	税率(B) (道宿泊税を含む。)	300円	カ	192,000円
			2万円以上		320泊		400円		128,000円
			5万円未満		10泊		700円		7,000円
			5万円以上						
	①課税対象宿泊数			970泊					
	②課税対象外宿泊数			100泊		納入すべき 金額		327,000円	
	③総宿泊数(①+②)			1,070泊					

年 月分	区分	宿泊料金 (1人1泊)	2万円未満	泊	300円	円	
			2万円以上	泊	400円	円	
			5万円未満	泊	700円	円	
			5万円以上	泊		円	
	①課税対象宿泊数			泊			円
	②課税対象外宿泊数			泊		納入すべき 金額	円
	③総宿泊数(①+②)			泊			円

年 月分	区分	宿泊料金 (1人1泊)	2万円未満	泊	300円	円	
			2万円以上	泊	400円	円	
			5万円未満	泊	700円	円	
			5万円以上	泊		円	
	①課税対象宿泊数			泊			円
	②課税対象外宿泊数			泊		納入すべき 金額	円
	③総宿泊数(①+②)			泊			円

納入すべき金額 合計	キ	327,000円
------------	----------	----------

備考

- 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(宿泊税月計表等)を添付してください。
- 納入すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。

ア 「提出年月日」欄

申告書の提出年月日を記入してください(郵送の場合は発送日を記入)。

イ 「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名(法人の場合は法人名及び代表者氏名)を記入してください。
- ・個人の場合は、12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。

ウ 「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記入してください。
※ 住宅宿泊事業法の届出施設の場合で名称がない場合は、届出が受理された際に発行される届出番号(M01から始まる番号)を記入してください。
- ・「営業種別」欄には、「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「住宅宿泊事業」のいずれかを記入してください。
- ・「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書(規則様式第3号)に記載されている宿泊施設番号(3桁の番号)を記入してください。
- ・納入申告書は、宿泊施設ごとに作成していただく必要があります。複数の施設を営んでいる方は、その施設数に応じ、納入申告書を作成していただきますようお願いいたします。

エ 「宿泊月」欄

- ・対象となる宿泊月を記入してください。
- ・申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数月について記入してください。特例の適用については、P17～19を御参照ください。

オ 「宿泊数(A)」欄

- ・宿泊行為月における税率ごとの延べ宿泊数を記入し、「①課税対象宿泊数」欄に合計数を記入してください。
- ・「②課税対象外宿泊数」欄には、次に掲げる宿泊があった場合における宿泊数の合計を記入してください。
- ・宿泊施設の取扱いにより宿泊料金のかからなかった宿泊(幼児等の添寝の場合で宿泊料金がかからなかった場合など)
- ・修学旅行生等の宿泊(課税免除)

- ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊（課税免除）
※ 「宿泊」の定義についてはP 5～7、宿泊料金については、P 7～10、課税免除についてはP 11～12を御参照ください。
- ・「③総宿泊数」欄には、①と②の合計を記入してください。
- ・**宿泊税月計表（任意様式）の「③総宿泊数」の欄（月の合計）（P 42～44参照）と一致**させてください。

カ 「税額（A×B）」欄

- ・区分ごとの宿泊数に税率を乗じた税額を記入してください。

キ 「納入すべき金額 合計」欄

- ・申告納入期限の特例承認を受けている場合は、各月の納入すべき金額の合計額を記入してください。特例承認を受けていない場合も1月分の納入すべき金額を記入してください。

【注意事項】

- ・宿泊税納入申告書の提出の際は、**「宿泊税月計表（任意様式・次ページ参照）」を必ず添付**してください。
- ・控への返送を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

【宿泊税月計表】

申告する宿泊対象月の宿泊数の内訳を記入し、納入申告書に添付します（任意様式）。

宿泊税月計表											
令和 8年 4月分		ア									
宿泊施設	所在地	小樽市〇〇町2番2号									
	名称	小樽宿泊ホテル									
	営業種別	ホテル営業	宿泊施設番号	■■■							
日付	ウ				エ			オ	カ	キ	ク
	①課税対象宿泊数				②課税対象外宿泊数			③総宿泊数	④小樽市税	⑤北海道税	⑥合計
	300円	400円	700円	計	課税免除	その他	計				
1日	20泊	15泊	2泊	37泊	0泊	0泊	0泊	37泊	7,400円	6,000円	13,400円
2日	17泊	10泊	0泊	27泊	0泊	0泊	0泊	27泊	5,400円	3,700円	9,100円
3日	18泊	12泊	1泊	31泊	0泊	0泊	0泊	31泊	6,200円	4,700円	10,900円
4日	25泊	8泊	0泊	33泊	0泊	0泊	0泊	33泊	6,600円	4,100円	10,700円
5日	21泊	6泊	0泊	27泊	0泊	0泊	0泊	27泊	5,400円	3,300円	8,700円
6日	11泊	2泊	0泊	13泊	0泊	0泊	0泊	13泊	2,600円	1,500円	4,100円
7日	17泊	11泊	0泊	28泊	50泊	0泊	50泊	78泊	5,600円	3,900円	9,500円
8日	18泊	16泊	2泊	36泊	0泊	0泊	0泊	36泊	7,200円	6,000円	13,200円
9日	21泊	17泊	0泊	38泊	0泊	0泊	0泊	38泊	7,600円	5,500円	13,100円
10日	23泊	6泊	0泊	29泊	0泊	0泊	0泊	29泊	5,800円	3,500円	9,300円
11日	28泊	11泊	0泊	39泊	0泊	0泊	0泊	39泊	7,800円	5,000円	12,800円
12日	26泊	8泊	0泊	34泊	0泊	0泊	0泊	34泊	6,800円	4,200円	11,000円
13日	24泊	9泊	0泊	33泊	0泊	0泊	0泊	33泊	6,600円	4,200円	10,800円
14日	21泊	14泊	1泊	36泊	0泊	0泊	0泊	36泊	7,200円	5,400円	12,600円
15日	30泊	7泊	0泊	37泊	0泊	0泊	0泊	37泊	7,400円	4,400円	11,800円
16日	25泊	9泊	0泊	34泊	0泊	0泊	0泊	34泊	6,800円	4,300円	11,100円
17日	25泊	11泊	1泊	37泊	0泊	0泊	0泊	37泊	7,400円	5,200円	12,600円
18日	28泊	18泊	0泊	46泊	0泊	0泊	0泊	46泊	9,200円	6,400円	15,600円
19日	11泊	16泊	0泊	27泊	0泊	0泊	0泊	27泊	5,400円	4,300円	9,700円
20日	17泊	20泊	0泊	37泊	0泊	0泊	0泊	37泊	7,400円	5,700円	13,100円
21日	18泊	11泊	0泊	29泊	0泊	0泊	0泊	29泊	5,800円	4,000円	9,800円
22日	22泊	8泊	0泊	30泊	50泊	0泊	50泊	80泊	6,000円	3,800円	9,800円
23日	26泊	6泊	0泊	32泊	0泊	0泊	0泊	32泊	6,400円	3,800円	10,200円
24日	23泊	9泊	0泊	32泊	0泊	0泊	0泊	32泊	6,400円	4,100円	10,500円
25日	17泊	7泊	0泊	24泊	0泊	0泊	0泊	24泊	4,800円	3,100円	7,900円
26日	18泊	11泊	0泊	29泊	0泊	0泊	0泊	29泊	5,800円	4,000円	9,800円
27日	19泊	13泊	0泊	32泊	0泊	0泊	0泊	32泊	6,400円	4,500円	10,900円
28日	22泊	14泊	0泊	36泊	0泊	0泊	0泊	36泊	7,200円	5,000円	12,200円
29日	17泊	3泊	1泊	21泊	0泊	0泊	0泊	21泊	4,200円	2,800円	7,000円
30日	18泊	7泊	0泊	25泊	0泊	0泊	0泊	25泊	5,000円	3,200円	8,200円
31日	14泊	5泊	2泊	21泊	0泊	0泊	0泊	21泊	4,200円	3,400円	7,600円
合計	640泊	320泊	10泊	970泊	100泊	0泊	100泊	1,070泊	194,000円	133,000円	327,000円

ア 「宿泊月」欄

- ・対象となる宿泊月について記入してください。

イ 「宿泊施設」欄

- ・宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記入してください。
※ 住宅宿泊事業法の届出施設の場合で名称がない場合は、届出が受理された際に発行される届出番号（M01から始まる番号）を記入してください。
- ・「営業種別」欄には、「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「住宅宿泊事業」のいずれかを記入してください。
- ・「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書（規則様式第3号）に記載されている宿泊施設番号（3桁の番号）を記入してください。

ウ 「①課税対象宿泊数」欄

- ・宿泊税の課税対象となる宿泊数を記入してください。なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書（規則様式第6号）の「①課税対象宿泊数」の欄（P39～41参照）と一致させてください。

エ 「②課税対象外宿泊数」欄

- ・宿泊税の課税対象外となる宿泊数（課税免除対象者の宿泊（修学旅行生等の宿泊及び外国大使等の任務遂行に伴う宿泊）、宿泊施設の取扱いにより宿泊料金のかからなかった宿泊（幼児等の添い寝の場合で宿泊料金がかからなかった場合等）を記入してください。なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書（規則様式第6号）の「②課税対象外宿泊数」の欄（P39～41参照）と一致させてください。
- ※ 「宿泊」の定義についてはP5～7、宿泊料金についてはP7～10、課税免除についてはP11～12を御参照ください。

オ 「③総宿泊数」欄

- ・宿泊月における延べ宿泊数を記入してください（①課税対象宿泊数と②課税対象外宿泊数の合計数）。なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書（規則様式第6号）の「③総宿泊数（①+②）」の欄（P39～41参照）と一致させてください。

カ 「④小樽市税」欄

- ・「①課税対象宿泊数」の小計に200円を乗じて得た額を記入してください。

キ 「⑤北海道税」欄

- ・「①課税対象宿泊数」に記入したそれぞれの金額区分における宿泊数に応じ、北海道税額を積算の上、記入してください。

【料金区分に応じた北海道税額】

300円の宿泊（宿泊料金が2万円未満）：100円

400円の宿泊（宿泊料金が2万円以上5万円未満）：200円

700円の宿泊（宿泊料金が5万円以上）：500円

ク 「⑥合計」欄

- ・ 宿泊月における宿泊税の合計額を記入してください（④小樽市税と⑤北海道税の合計額）。なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書（規則様式第6号）の「納入すべき金額」の欄（P39～41参照）と一致させてください。

【注意事項】

- ・ 宿泊税月計表は任意様式です。
（対象となる宿泊月における日ごとの「課税対象宿泊数」、「課税対象外宿泊数」、「総宿泊数」、「宿泊税額（小樽市税、北海道税、小樽市税と北海道税の合計額）」が記載されていればどのような様式を用いていただいても結構です。
- ・ 申告納入期間の特例の適用を受けている場合は、宿泊月ごとに月計表を作成してください。

(5) 宿泊税納入書（規則様式第7号）

宿泊税を金融機関等で納入する際に使用します（P20を御参照ください。）。

様式第7号（第7条関係）

市町村コード		小樽市宿泊税領収証書		(公)						
012033										
北海道										
小樽市										
口座番号		加入者								
02710-6-960059		小樽市会計管理者								
特別徴収義務者	住所（所在地）		小樽市〇〇町1番1号							
	氏名（名称） 及び代表者氏名）		株式会社 小樽宿泊 代表取締役 小樽 太郎							
	宿泊施設名		小樽宿泊ホテル							
様										
年度	申告対象年月	申告区分	宿泊施設番号							
イ 8	令和8年4月宿泊分	ウ (申告) 修正 決正 定	エ ■■■	オ						
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額					3	2	7	0	0
納期限	キ 令和 8年 6月 1日									
上記のとおり領収しました。										
小樽市指定金融機関										
小樽市収納代理金融機関 (北海道内のゆうちょ銀行 及び郵便局を含む。)										
小樽市役所										
領収日付印										

(納税者保管)

ア 「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入してください。
- ・申告を行う宿泊施設名を記入してください。
※ 住宅宿泊事業法の届出施設の場合で名称がない場合は、届出が受理された際に発行される届出番号（M01から始まる番号）を記入してください。

イ 「年度」欄

- ・課税年度を記入してください。

【年度の考え方】

令和9年度：令和9年4月～令和10年3月申告納入分
（令和9年3月～令和10年2月宿泊分）

ウ 「申告年月」欄

- ・対象となる宿泊月について記入してください。

エ 「申告区分」欄

- ・通常の申告の場合は、「申告」に○をつけてください。
- ・修正申告をした場合は、「修正」に○をつけてください。
- ・更正または決定により納付する場合は、宿泊税更正・決定通知書（規則様式第19号）に「更正」または「決定」の記載がありますので、御確認のうえ、どちらかに○をつけてください。

オ 「宿泊施設番号」欄

- ・「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書（規則様式第3号）に記載されている宿泊施設番号（3桁の番号）を記入してください。

カ 「納入金額」欄

- ・「税額」欄などに申告すべき宿泊税額を右づめで記入してください。
※ 当該施設の宿泊税納入申告書（規則様式第6号）に記入した税額と一致していることを確認してください。
- ・「合計額」欄に合計額を右づめで記入してください。

キ 「納期限」欄

- ・当該年月分の申告納入期限を記入してください。申告納入期限については、P17を御参照ください。

【注意事項等】

- ・ 特例の承認（申告納入期限）を受けている場合は、対象となる宿泊月ごと（宿泊行為月ごと）に宿泊税納入書1枚を作成し、納入してください。
- ・ **金額の訂正はできません。**
- ・ 領収証書は5年間保管してください。
- ・ 宿泊税納入書は毎年3月頃に1年分をまとめてお送りします。納入書は、小樽市ホームページからもダウンロードが可能ですので、記入を誤った際などに御活用ください（A4普通紙で印刷していただき、必要事項を記入の上、金融機関で納入してください。）。

(6) 宿泊税納入期限等特例承認申請書（規則様式第8号）

申告納期限の特例の適用を申請する場合に使用します（P17～P19を御参照ください。）。

様式第8号（第7条関係）

ア 令和9年 6月 1日

(宛先) 小樽市長

イ	特別徴収義務者	住所 (所在地)	小樽市〇〇町1番1号
		氏名 (名称及び 代表者氏名)	株式会社 小樽宿泊 代表取締役 小樽 太郎
		個人番号 (法人番号)	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

宿泊税納入期限等特例承認申請書

小樽市宿泊税条例第10条第2項に規定する納入申告書の提出期限等の特例についての承認を受けたいので申請します。

宿泊施設	所在地	小樽市〇〇町2番2号 電話番号 0134-00-1234		
	名称	小樽宿泊観光ホテル ウ		
	営業種別	ホテル営業	宿泊施設番号	■ ■ ■
	営業開始日	令和 8年 4月 1日		
対象期間	令和8年 6月から令和9年5月 エ			
対象期間における宿泊税の納入すべき金額	1,800,000円 オ			
小樽市宿泊税条例第10条第3項の規定による承認の取消しの有無	有 (年 月 日取消し) ・ <input type="radio"/> 無 カ			
対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無	有 (年 月 日決定) ・ <input type="radio"/> 無 キ			
対象期間における市税に係る徴収金の滞納の有無	有 ・ <input type="radio"/> 無 ク			

※ 「対象期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前12か月をいいます。

ア 「提出年月日」欄

申請書の提出年月日を記入してください(郵送の場合は発送日を記入)。

イ 「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名(法人の場合は法人名及び代表者氏名)を記入してください。
- ・個人の場合は、12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。

ウ 「宿泊施設」欄

- ・承認を受けようとする宿泊施設の所在地、電話番号、名称を記入してください。
※ 住宅宿泊事業法の届出施設の場合で名称がない場合は、届出が受理された際に発行される届出番号(M01から始まる番号)を記入してください。
- ・「営業種別」欄には、「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「住宅宿泊事業」のいずれかを記入してください。
- ・「宿泊施設番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書(規則様式第3号)に記載されている宿泊施設番号(3桁の番号)を記入してください。
- ・「営業開始日」は、承認を受けようとする宿泊施設の営業開始日を記入してください。
- ・申請書は、承認を受けようとする宿泊施設ごとに作成していただく必要があります。複数の施設を運営している方は、特例の適用を受けようとする施設数に応じ、申請書を作成していただきますようお願いいたします。

エ 「対象期間」欄

- ・申請書を提出する日の属する月の前12か月間を記入してください。

オ 「対象期間における宿泊税の納入すべき金額」欄

- ・対象期間において、納入すべき宿泊税額の合計額を記入してください。
- ・上記の金額が240万円(小樽市税のみ)を超える場合、特例の承認を受けることはできません。

カ 「小樽市宿泊税条例第10条第3項の規定による承認の取消の有無」欄

- ・1年以内に特例の承認の取消を受けた場合は、特例の申請を行うことはできません。なお、自ら特例適用の取消を希望し、取消を行った場合も同様です。
- ・過去に特例の承認を受け、取り消された場合で、取消した日から1年以上経過しているときは、「有」に○をつけて、宿泊税納入期限等特例承認取消通知書(規則様式第10号)の通知年月日をカッコ内に記入してください。取消の決定を受けていない場合は、「無」に○をつけてください。

キ 「対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無」欄

- ・対象期間内に加算金の決定があった場合は、特例の申請を行うことはできません。
- ・対象期間以前に加算金の決定を受けている場合は、「有」に○をつけて、宿泊税更正・決定通知書（規則様式第19号）の通知年月日をカッコ内に記入してください。決定を受けていない場合は、「無」に○をつけてください。

ク 「対象期間における市税に係る徴収金の滞納の有無」欄

- ・対象期間内に市税（宿泊税に限りません。）の滞納がある場合は、特例の申請を行うことはできません。滞納がない場合は「無」に○をつけてください。

【注意事項】

- ・特例の適用開始月は、宿泊税納入期限等特例承認（不承認）通知書（規則様式第9号）にてお知らせいたします（当該申請を承認した場合）。
- ・特例の承認を受けるためには、当該申請書を提出した日の属する月の12月前の月の初日までに、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受けていること又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出を行っている必要があります。詳細については、P17～P19を御参照ください。

4 小樽市宿泊税条例

(課税)

第1条 市は、観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項及び第731条第1項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号。以下「市税条例」という。）において使用する用語の例による。

(課税客体及び納税義務者)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(税率)

第4条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

(課税免除)

第5条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒及び学生で当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加しているもの
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に規定する学校行事又は行事の引率者
(減免)

第6条 市長は、宿泊者が火災、震災、風水害その他これらに類する災害を受けた者であつて、必要があると認めるときは、宿泊税を減免することができる。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税は、特別徴収の方法により徴収する。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者（以下単に「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の届出)

第9条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は宿泊施設に係る営業を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は当該指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者として、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日（この項の規定による届出の日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その変更の内容を市長に届け出なければならない。

3 特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る営業を

再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 5 特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る営業を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(申告納入)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が申告納入すべき宿泊税額が規則で定める額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして市長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる期間（以下「表期間」という。）に徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止又は廃止に係る最終営業日（以下単に「最終営業日」という。）から1月以内に、最終営業日の属する表期間の初日から最終営業日までの間に徴収すべき宿泊税に係る同項の納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。

3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日
12月1日から2月末日まで	3月末日

- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入の手続)

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の17から第733条の19までの規定に基づく不足金額、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額（以下「不足金額等」という。）の納入の通知を受けた場合においては、当該不足金額等を、当該通知書で指定する期限までに、納入書により納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべ

き額をこれに充当することができる。

- 3 市長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第13条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に変更を生じた場合においても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の備付け等)

第14条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、第10条第1項又は第2項に規定する納入申告書の提出期限（以下単に「提出期限」という。）の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数（以下「課税宿泊者数」という。）及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿及び書類の電磁的記録による備付け等)

第15条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録

であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存(当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。))による保存を含む。)をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存(当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を含む。)をもって当該関係書類の作成及び保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 前3項の規定による備付け又は作成及び保存が行われている関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録(電子計算機出力マイクロフィルムを含む。以下同じ。)に対する市税に関する法令(市の条例、規則その他の規程を含む。)の規定の適用については、当該電磁的記録を当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(賦課徴収)

第16条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法その他の法令又は市税条例の定めるところによる。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の指定)

第17条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の2の4第6号及び第6条の2の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定により関係帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は関係帳簿を隠匿した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反して関係帳簿を同項に規定する期間保存しなかった者

(3) 第14条第2項の規定により作成すべき関係書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は関係書類を隠匿した者

(4) 第14条第2項の規定に違反して関係書類を同項に規定する期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第20条 第13条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意があった日(以下「同意日」という。)後において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、同意日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(特別徴収義務者の事前の届出)

3 同意日において現に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営んでいる者又は同意日から施行日までの間において旅館業若しくは住宅宿泊事業を営もうとする者は、第9条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項の規定の例により特別徴収義務者としての届出をしなければならない。

(準備行為)

4 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認及び認定その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(検討)

5 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(賦課徴収の方法の特例)

6 北海道が市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税(以下「道宿泊税」という。)がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行

うものとする。

(調整規定)

- 7 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第19条第1項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

附 則（令7.3.26条例7）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

5 小樽市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小樽市宿泊税条例（令和6年小樽市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）及び条例において使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第3条 条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室及び居室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が宿泊の対価としての性質を有しないと認めるものに相当する額

(課税免除)

第4条 条例第5条の規定による宿泊税の課税免除の適用を受けようとする者は、当該免除の対象となる行事の名称、宿泊日その他市長が指定する事項を証するものを宿泊する宿泊施設に提出しなければならない。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第8条第2項の規定による指定をしたときは、特別徴収義務者に対し、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(特別徴収義務者の届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、宿泊税特別徴収義務者届出書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該届出を行った者に対し、宿泊税特別徴収義務者届出受理通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 条例第9条第2項の規定による変更の届出は、宿泊税特別徴収義務者変更届出書（様式第4号）により行うものとする。
- 4 条例第9条第3項から第5項までの規定による休止、再開又は廃止の届出は、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（様式第5号）により行うものとする。

(申告納入の方法)

第7条 条例第10条第1項の規定による申告納入は、宿泊税納入申告書（様式第6号）及び宿泊税納入書（様式第7号）により、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第10条第2項の申告納入すべき宿泊税額が規則で定める額以下であることその他の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次項の申請書を提出した日（以下「申請日」という。）の属する月の前12月間（以下「対象期間」という。）の当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が240万円以下であること。

(2) 申請日の属する月前12月に当たる月の初日までに、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出を行っていること。

(3) 条例第10条第3項の規定による取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

(4) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

(5) 対象期間において、市税に係る徴収金を滞納していないこと。

(6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

3 条例第10条第2項に規定する承認を受けようとする者は、宿泊税納入期限等特例承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入期限等特例承認（不承認）通知書（様式第9号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

5 市長は、条例第10条第3項の規定による承認の取消しをしたときは、宿泊税納入期限等特例承認取消通知書（様式第10号）により、その旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第8条 条例第12条第1項の申請は、宿泊税還付・納入義務免除申請書（様式第11号）に、申請理由に係る事実を証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第12条第3項の規定による通知は、宿泊税還付・納入義務免除承認（不承認）通知書（様式第12号）により、行うものとする。

（納税管理人の申告等）

第9条 条例第13条第1項の納税管理人申告書は、宿泊税納税管理人申告書（様式第13号）とし、同項の納税管理人承認申請書は宿泊税納税管理人承認申請書（様式第14号）とする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納税管理人承認（不承認）通知書（様式第15号）により、そ

の旨を申請者に通知するものとする。

3 条例第13条第2項の申請書は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書（様式第16号）とし、同項の規定による変更の届出は、宿泊税納税管理人選任免除認定変更届出書（様式第17号）により行うものとする。

4 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、宿泊税納税管理人選任免除認定（不認定）通知書（様式第18号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）

第10条 条例第15条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第25条第1項（当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の場合は、省令第26条第1項）の規定の例により、当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

2 条例第15条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、省令第25条第3項（当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の場合は、省令第26条第2項）の規定の例により、当該電磁的記録の作成及び保存をしなければならない。

3 条例第15条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。

4 条例第15条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、省令第25条第5項の規定の例により、当該電磁的記録の保存をしなければならない。

5 災害その他やむを得ない事情により、省令第25条第5項の規定の例により関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、省令第25条第5項の規定の例により当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限りでない。

6 条例第15条第3項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第14条第2項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

（更正又は決定の通知等）

第11条 市長は、法第733条の16の規定により宿泊税に係る更正又は決定をした場合は、宿泊税更正・決定通知書（様式第19号）により当該特別徴収義務者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をする場合において、不足金額（更正による税金若しくは納入金の不足金額又は決定による税額若しくは納入金額をいう。）があるとき

は、当該不足金額の納期限は、当該通知をした日から1月を経過した日とする。

(更正の請求)

第12条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書(様式第20号)とする。

(賦課徴収)

第13条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、小樽市税条例施行規則(昭和54年小樽市規則第14号)の定めるところによる。

(賦課徴収の方法の特例)

第14条 条例附則第6項の場合における宿泊税及び道宿泊税の賦課徴収については、法第17条の2第2項から第5項まで、第41条第3項及び第42条第2項の規定の例による。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第4項の規定により条例の施行前において同項に規定する準備行為を行うときは、この規則の規定の例により行うものとする。

(納入期限等の特例の要件に関する経過措置)

3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間における第7条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項第1号	前12月間(以下「対象期間」という。)	前3月間
	240万円	60万円
第7条第2項第4号	対象期間	条例の施行の日から申請日の属する月の前月の末日までの間
第7条第2項第5号	対象期間	申請日の属する月の前12月間

6 届出書等の提出先・お問い合わせ先

○ 小樽市財政部市民税課税制グループ宿泊税担当

所在地 〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号（小樽市役所別館2階）

受付時間 平日午前8時50分から午後5時20分

電話番号 0134-32-4111（内線241）

F A X 0134-22-5354

メール siminzei@city.otaru.lg.jp

○ 小樽市宿泊税のホームページ（宿泊税に関するページ）

【二次元バーコード】

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025032800044/>



※ 二次元バーコードを読み取ることで小樽市宿泊税のホームページにアクセスできます。

※ 申告書等の様式もダウンロードできます。